

新型コロナウイルス感染症の影響により支払が困難な方に対する 町営住宅使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど、一時的に町営住宅使用料の支払いが困難な方に対して支払猶予に関する相談に応じます。

支払猶予の対象者

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど、一時的に町営住宅使用料の支払いが困難な方

対象となる料金

- ・ 猶予部分の料金については、猶予期間終了後にお支払いいただきます。

受付方法

- ・ 福祉保険課窓口にて「町営住宅（家賃・敷金）（減額・免除・徴収猶予）申請書」を提出
- ・ 必要なもの：印鑑（認印可）、収入や現金預金の状況がわかるもの